

(仮称)舞鶴市立中央図書館基本設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・目的	・・・2
2. 業務概要	・・・2
3. 参加資格等	・・・3
4. 参加手続	・・・5
5. 評価方法等	・・・6
6. 選定結果の通知及び公表	・・・8
7. 契約手続	・・・8
8. その他	・・・8

令和5年12月

舞鶴市

1. 事業の趣旨・目的

舞鶴市の図書館は、平成元年設置の東図書館と平成2年設置の西図書館のほぼ同規模の本館2館と3つの分館により、約30年にわたり、広い市域を有する本市の図書館サービスを支えてきた。しかし、少子高齢化社会の進行に伴い、本市の人口は減少速度が増し、その年齢構成にも大きな変化が表れている。このような中、AIやICTを活用した社会が急速に進展し、Society5.0と言われる新たな時代を迎えようとしている。図書館制度や技術水準も大きく変化し、読書に親しむためだけでなく、このような社会情勢や市民ニーズの変化に対応する図書館が求められるようになってきている。また、東西図書館設置後30年を超え、建物・設備の老朽化が進み、建物の維持管理や運営方針について、統合・新設を含めた議論を始めることとなった。

このため、平成30年4月、舞鶴市図書館協議会を設置し、今後の舞鶴市立図書館のあり方について議論を重ね、令和4年8月の審議会答申を踏まえ舞鶴市図書館基本計画の策定に至った。基本計画では、高度な専門情報を蓄え、地域社会・地域生活に役立つ課題解決型の図書館を目指すこと、多様な子どもや社会的弱者へのサービスを重視し、舞鶴市全域へのサービス網の構築に取り組むこととしている。

本業務は、本市図書館が抱えている課題に対し、**舞鶴市図書館基本計画の考え方を踏まえ**、公募型プロポーザル方式により技術提案を求め、経験と実績に基づく創造力と技術力を有する最も適切な設計者を選定し、中央図書館の基本設計業務等を行うことを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 舞鶴市立中央図書館基本設計業務委託

(2) 業務内容

図書館基本設計、駅前広場設計

詳細は、別紙「建築設計業務委託特記仕様書」及び「土木設計業務委託仕様書」他による。

(3) 与条件

用途	図書館(平成31年国土交通省告示第98号別添二第12号2類)
施設規模	延べ床面積：3,600 m ² 程度
必要機能	図書館機能等
耐震安全性の分類	構造体Ⅱ類、建築非構造部材B類、建築設備乙類 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日付国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による
概算工事費	25.1億円(消費税込み) 家具、外構、駅前広場含む

工事工期	令和8～9年度予定
------	-----------

(4) 事前調査概要

土地概要 (図書館敷地及び駅前広場) 別紙参照	面積：図書館敷地 約4,900㎡ 駅前広場 約2,800㎡ 所有：舞鶴市土地開発公社、舞鶴市 道路：(南側)市道 幅員11m以上 (東側)市道 幅員9.4m以上
敷地測量	本業務に含む (土木設計参照)
地質調査	本業務に含む
インフラ施設	下水道：無 上水道：無
都市計画の用途地域等	都市計画区域及び準都市計画区域の内外 の別等：内 用途地域：第二種住居地域 防火地域等：なし 建ぺい率：60%、容積率：200%

(5) 技術提案を求めるテーマ

評価テーマ①	地域社会をささえる充実した図書館機能と課題解決型図書館について
評価テーマ②	施設の可変性を踏まえた長寿命化とランニングコストの低減について
評価テーマ③	SDGs (持続可能な開発目標) に基づく脱炭素社会の実現に向けた環境にやさしい施設計画について

(6) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

ただし、諸手続き完了後、協議により令和6年9月30日まで延長見込

(7) 委託契約額の上限 (消費税及び地方消費税の額を含む)

51,315,000 円

3. 参加資格等

プロポーザルの参加資格等は、参加表明書の提出期限の日から契約締結までの間において、全ての要件を満たすものとする。

(1) 参加資格要件

ア 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条の規定による一級建築士事務所の

登録をしていること。

イ 2003年（平成15年）から募集要領等の公告日の前日までの間に業務完了した新築等^{注1}の延床面積1,500m²以上の図書館同種施設^{注2}若しくは図書館同種施設の機能を有する部分の延床面積が1,500m²以上ある複合施設の基本設計又は実施設計業務の実績があること。

1) 新築等とは増築を含むものとし、当該増築部分の延床面積が1,500m²以上の図書館同種施設の機能を有するものであること。

2) 図書館同種施設とは、図書館、美術館、博物館とする。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中の者でないこと。

オ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中の者でないこと。

カ 舞鶴市入札参加停止に関する要綱(平成30年告示第34号)に基づく入札参加停止の期間中の者でないこと。

キ 舞鶴市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者でないこと。

ク 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

ケ 市町村税を滞納している者でないこと。

(2) 参加条件

ア プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。

イ 参加1者につき、参加申込み、技術提案等は1件とする。

(3) 配置予定技術者

次の条件を満たすものを各1名配置すること。なお、管理技術者及び建築(意匠)主任担当技術者は、技術提案に参加する者の組織に所属していること。

ア 管理技術者

- ・一級建築士の資格を有し、取得後10年以上の実務経験があること。

イ 建築(意匠)主任担当技術者

- ・一級建築士の資格を有していること。

ウ 建築(構造)主任担当技術者

エ 電気設備主任担当技術者

オ 機械設備主任担当技術者

カ 土木主任担当技術者

※管理技術者とは、本プロポーザル全般の管理及び統括を行う者をいい、主任担当技術者とは、各担当業務分野の主要な設計業務を行う者をいう。なお、契約期間

を通じて、本市職員との打合せや日常的な連絡調整は、上記の管理技術者及び各主任担当技術者を行うこととする。

4. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒624-0854 京都府舞鶴市字円満寺 100 番地 8

舞鶴市 市民文化環境部 文化スポーツ室 図書館課

(舞鶴市立西図書館：月曜日及び最終水曜日は休館)

電話番号：0773-75-5406

FAX 番号：0773-75-8410

メール：toshokan@city.maizuru.lg.jp

(2) プロポーザルの日程

区分	実施内容	実施期間
公 告	公募型プロポーザル公告	令和5年12月1日(金)
参加資格 の確認	質問の受付	令和5年12月1日(金)から 令和5年12月13日(水)まで
	質問の回答	令和5年12月18日(月)
	参加表明書の受付	令和5年12月1日(金)から 令和5年12月22日(金)まで
	参加資格確認結果の通知	令和5年12月27日(水)
一次審査	技術提案書の受付	令和5年12月27日(水)から 令和6年1月18日(木)まで
	一次審査結果の通知	令和6年1月30日(火)
二次審査	プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年2月2日(金)
	二次審査結果の通知	令和6年2月上旬
契 約	見積書の提出・協議	令和6年2月中旬
	契約	令和6年3月上旬

※提出期間の詳細は下記のとおり。

(3) 実施要領等の配布

ア 配布期間 令和5年12月1日(金)から令和5年12月22日(金)まで

イ 配布方法 舞鶴市ホームページからダウンロードすること。

ホーム > しごと・産業・観光 > 入札・契約・工事施工 > 公告(プロポーザル・簡易公募等)

<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/shigoto/category/5-10-9-0-0-0-0-0-0-0.html>

ウ 配付書類 「配付資料・提出書類一覧」参照

(4) 参加表明書の提出期間、提出方法等

ア 提出期間 令和5年12月1日（金）から令和5年12月22日（金）午後6時まで

イ 提出方法 持参（舞鶴市立西図書館開館日の午前10時から午後6時まで）又は郵送（配達証明付書留郵便とし提出期限までに必着とする）

ウ 提出場所 上記（1）のとおり

エ 提出書類 別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）参照

(5) 技術提案書の提出期間、提出方法等

ア 提出期間 技術提案書提出要請後から令和6年1月18日（木）午後6時まで

イ 提出方法 持参（舞鶴市立西図書館開館日の午前10時から午後6時まで）又は郵送（配達証明付書留郵便とし提出期限までに必着とする）

ウ 提出場所 上記（1）のとおり

エ 提出書類 別紙「作成要領」参照

(6) 参加表明書、技術提案書に関する質疑・回答

ア 受付期間 令和5年12月1日（金）から令和5年12月13日（水）午後6時まで

イ 受付方法 様式第2号質疑書を郵送、FAX、電子メールにより上記（1）へ提出すること

ウ 回答方法 質問に対する回答は、令和5年12月18日（月）から舞鶴市ホームページにおいて公表する。

5. 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「（仮称）舞鶴市立中央図書館基本設計業務委託に係るプロポーザル方式評価基準（以下「評価基準」という。）」による。

(2) 評価方法

参加表明書及び技術提案書（プレゼンテーション及びヒアリング）について、「（仮称）舞鶴市立中央図書館基本設計業務委託に係るプロポーザル方式評価委員会（以下「評価委員会」という。）」において評価基準に基づき評価する。

(3) 評価委員会の委員

評価委員は、委員と提案者との間に利害関係が生じたり、提案者から委員への故意

(不正行為目的)の接触を防止するため、委員名については事後公表とする。なお、選定の委員構成は外部委員3名、内部委員2名を予定している。

(4) 候補者の選定方法

以下の三段階により選定する。

①参加資格の確認

②一次審査 技術提案書により上位5者を選定

③二次審査 プレゼンテーション及びヒアリングにより受託候補者を選定

ア 参加資格は、参加表明書の提出書類を基に確認する。

イ 一次審査は、参加資格を認めた者に技術提案書の提出を要請し、二次審査へ進む上位5者を選定する。選定方法は、参加表明書及び技術提案書の評価点により選定する。なお、同点により選定の上位が5者を超える場合は、5位の同点となった者(選定の4位が3者以上、3位が4者以上、2位が5者以上、1位が6者以上の場合も同様)のみ、技術提案書の評価点が高い者を優先し選定する。

ウ 二次審査は、非公開によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、その内容を踏まえ技術提案書の再評価を行い受託候補者及び次点候補者を選定する。

エ その他、詳細は下記のとおりとする。

(ア) 受託候補者は、失格者を除いた者の内、総合点が最も高い者とする。

(イ) 最高点の者が複数の場合は、技術提案書の評価点が高い者を契約の相手方の受託候補者として選定する。

(ウ) 審査では、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(a) 実施場所：舞鶴市内

(b) 出席者は、配置予定の管理技術者および主任担当技術者を含む3名以内(パソコン等の機材の操作者1名を含まない)とし、説明については、管理技術者または主任担当技術者が中心に行うこと。

(c) パソコンおよびプロジェクターを使用した対面のプレゼンテーション及びヒアリングとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンラインによって行う場合がある。

(d) プレゼンテーション及びヒアリングの所要時間

・準備 5分以内

・プレゼンテーション 20分以内

・ヒアリング(質疑応答) 15分程度

(e) プレゼンテーション及びヒアリングの追加資料は受理しない。なお、具体的な場所、時間、その他詳細については、技術提案書提出要請とあわせて通知する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当するものは、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した参加資格等を欠くことになった場合
- ウ 見積価格の金額が委託契約額の上限を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本実施要領に定める手続き以外の手法で、評価委員及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- カ その他市長が本実施要領に違反すると認定した場合

6. 選定結果の通知及び公表

参加資格の確認後、参加者全員に参加資格の有無を通知する。併せて参加資格を認めた者には、技術提案書の提出を要請する。

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請の為の一次審査終了後、参加資格を認めた者全員に、二次審査対象の有無を通知する。

受託候補者選定のための二次審査終了後、二次審査の参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

参加資格を有することを認められなかった者、二次審査の対象者として選定されなかった者及び二次審査において受託候補者として選定されなかった者が、通知をした翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面（任意様式）により、非選定理由についての説明を請求することができる。

また、候補者選定後、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において舞鶴市のホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- ・受託候補者及び次点候補者の名称、総合点
- ・評価委員の所属及び役職名並びに氏名

7. 契約手続き

- (1) 本実施要領に基づき決定した受託候補者と舞鶴市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い協議が調った場合、提案内容を反映した特記仕様書を作成の上、委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

8. その他

- (1) 提出書類に関する注意点

ア 資料提出後に、資料の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

イ 参加表明書等に記載した技術者は、原則として変更できない。ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることの承諾を舞鶴市から得なければならない。

ウ 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

エ 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(2) 参加表明書及び技術提案書の取扱等

ア 提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合又は技術提案書の提出を求める者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出することはできない。

イ 提出資料は提出者に無断で使用しない。ただし、候補者選定のために必要な範囲内において複製（必要な改変を含む）を作成する。なお、受託候補者として選定された技術提案書資料については、市ホームページ等において公開できるものとする。

ウ 提出書類は、舞鶴市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人に関する情報等は非公開）となる。

エ 提出された技術提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用については、提案者の責任において行うものとする。

オ 提出された応募書類は返却しない。

(3) その他

審査結果等は、説明請求以外での電話やメール等の問い合わせには応じない。

(4) 選定の取り止め等

参加表明者又は技術提案者が1者となった場合は、選定を取り止めることがある。

また、本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。